

令和5年第3回九戸村議会定例会

令和5年9月15日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第 6 号 令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第 7 号 令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 8 号 令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 9 号 令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 10 号 令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 11 号 令和4年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 12 号 令和4年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 13 号 令和4年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 14 号 令和4年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 15 号 令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について
- 日程第 11 議案第 16 号 令和4年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて
- 日程第 12 令和5年 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願
請願第1号
- 日程第 13 発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 14 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 15 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 16 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

◎出席議員（11人）

1番	大崎	優一	君	8番	岩渕	智幸	君
2番	久保	えみ子	君	9番	保大木	信子	君
3番	渡	保男	君	10番	古舘	巖	君
4番	川戸	茂男	君	11番	高崎	覺志	君
5番	中村	國夫	君	12番	桂川	俊明	君
6番	坂本	豊彦	君				

◎欠席議員（1人）

7番 櫻庭 豊太郎 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君					
副	村	長	伊藤	仁君					
教	育	長	高橋	良一君					
総	務	課	長	中奥	達也君				
I J U	戦	略	室	柳	平善行君				
移	住	定	住	担	当課長				
会	計	管	理	者	野辺	地利之君			
兼	税	務	住	民	課	長			
保	健	福	祉	課	長	浅水	涉君		
産	業	振	興	課	長	川原	憲彦君		
地	域	整	備	課	長	関口	猛彦君		
教	育	次	長	松	浦	拓志君			
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩之君
兼	水	道	事	業	所	長			

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保	勝彦
主		任		山本	猛輝

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（桂川俊明君） おはようございます

ただ今の出席議員は 11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7 番、櫻庭豊太郎議員より欠席の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（桂川俊明君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（桂川俊明君） 日程に入る前に報告いたします。

休会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として写しを配布しておりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎決算審査特別委員会委員長の報告・討論・採決

○議長（桂川俊明君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第 6 号「令和 4 年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 10、議案第 15 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案 10 件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、9 月 8 日の会議において、決算審査特別委員会を設置し、付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

（決算審査特別委員長 中村國夫君登壇）

○決算審査特別委員長（中村國夫君） 決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

ただ今、議題となりました議案第 6 号「令和 4 年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第 15 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案 10 件は、慎重なる審査の結果、すべての議案について、「原案のとおり認定すべきもの」と決定されました。

なお、議案第 8 号「令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」に対しましては、反対の討論がありました。その旨、併せて報告をし、本委員会に付託されました事件についての審査結果報告といたします。

(決算審査特別委員長 中村國夫君降壇)

○議長(桂川俊明君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第1、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第10、議案第15号「令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件について、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

議案10件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第6号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 最初に、日程第1、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第7号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に日程第2、議案第7号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第7号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第8号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 日程第3、議案第8号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、2番」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 2番、久保えみ子議員

- 2番（久保えみ子君） 私は、議案第8号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、75歳という年齢を重ねただけで今まで入っていた国保や健保から外され、保険料は年金天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる。そして健康診断から外来、入院まで、あらゆる段階で75歳を超えたというだけで、安上がりの差別医療が押し付けられるひどい差別制度です。保険料は2年ごとに見直され、この制度が存続すればするだけ、保険料が天井知らずに連続的に値上げされていきます。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が、高齢者を苦しめています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。今の、後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第8号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の反対討論とします。

- 議長（桂川俊明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

- 議長（桂川俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。

従って、議案第8号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第9号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第4、議案第9号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第9号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第10号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第5、議案第10号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第10号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第11号の討論・採決

- 議長（桂川俊明君） 次に、日程第6、議案第11号「令和4年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号「令和 4 年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 12 号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第 7、議案第 12 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 12 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 13 号の討論・採決

○議長(桂川俊明君) 次に、日程第 8、議案第 13 号「令和 4 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号「令和 4 年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 14 号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第 9、議案第 14 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 15 号の討論・採決

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第 10、議案第 15 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 16 号の質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 11、議案第 16 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 16 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎令和 5 年請願第 1 号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第 12、令和 5 年請願第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

ただ今、議題となりました請願の審査は、9 月 4 日の会議において総務教育常任委員会に審査を付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、総務教育常任委員長から報告を求めます。

総務教育常任委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

（総務教育常任委員長 中村國夫君登壇）

○総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今、議題となりました令和 5 年請願第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」の審査の結果について、ご報告いたします。

審査の結果、「採択とすべきもの」と決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

（総務教育常任委員長 中村國夫君降壇）

○議長（桂川俊明君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和 5 年請願第 1 号を採決いたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。こ

の請願は、委員長の報告のとおり採択と決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、令和5年請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（桂川俊明君） 日程第20、発議第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、総務教育常任委員長、中村國夫議員の登壇を許します。

（総務教育常任委員長 中村國夫君登壇）

○総務教育常任委員長（中村國夫君） ただ今、議題となりました発議第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」について、朗読して提案説明といたします。

発議第1号。令和5年9月15日。九戸村議会議長 桂川俊明様

提出者、九戸村議会総務教育常任委員会 委員長 中村國夫

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により、提出するものでございます。

提案理由でございますが、将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、ゆたかな子どもたちの学びが保障されるよう教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求めるため、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。これが、この発議案を提出する理由となります。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」の2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に引き下げられ、中学校・高等学校での早期引き下げも望まれています。加えて、きめ細やかな教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

学校現場では、学級編制基準に基づいた定数配置や育児休暇・病休者などの代替措置などが未充足であるなど、慢性的な教員不足により教材研究や授業準備に支障をきたしています。

また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、複雑な家庭環境など問題が多様化・細分化し、より細やかな指導が必要とされていますが、その対応のための人員は

十分に配置されておられません。

2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況です。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は、国が果たすべき役割です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 2 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日、岩手県九戸村議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛でございます。以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

(総務教育常任委員長 中村國夫君降壇)

○議長(桂川俊明君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(桂川俊明君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（桂川俊明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、発議第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第14、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第15、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 日程第 16、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び広聴に関する事務並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（桂川俊明君） 次に、日程第 17、「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（桂川俊明君） 異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（桂川俊明君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（桂川俊明君） 以上をもちまして、令和 5 年第 3 回九戸村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会（午前 10 時 36 分）